

平成24年4月17日

いわゆる暫定基準にかかる農薬等の食品健康影響 評価の依頼の今後の進め方について

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課

1. 食品健康影響評価の依頼の状況

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(以下「農薬等」という。)にかかるポジティブリスト制度の導入に伴い、平成18年5月に暫定的に基準値を設定した758物質については、年度ごとに計画を立てて資料の収集ができたものから、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼している。

758物質のうち、これまでに451物質について評価を依頼した。(別紙参照)

2. 今後の進め方

- 平成22年7月29日の食品安全委員会で、今後3年を目途で評価依頼を行う旨を説明していることから、残る307物質について、関係者の協力を得て、評価に必要な資料の収集を進め、今年度を目途に評価依頼を終了することとしたい。
- 世界各国(63カ国地域予定)に、使用状況の有無、使用実態がない場合は暫定基準を削除することの意見、使用実態がある場合は毒性及び残留試験データの提供の可否及び提供時期等について回答を求め、使用実態が無い剤については基準値を削除することを検討する。
- データ等の提出について連絡のあった剤については、提出期限内にデータの提出を求め、可能な限り早期に評価依頼を行うこととしたい。

ポジティブリスト施行後の農薬等の残留基準の見直し状況

■ 暫定基準 ■ 本基準 ■ 食品安全委員会に未諮問 ■ 食安委評価中 ■ 食品安全委員会評価終了 ■ 見直し済

平成18年5月29日時点

暫定基準
758

本基準
41

暫定基準の見直し状況
平成24年3月31日現在

食品安全委員会に未諮問
307

食品安全委員会評価中
228

食品安全
委員会
評価終了
82

暫定基準見直し済
141

参考

平成 2 4 年度評価依頼品目の内訳

項 目	品目数*
農林水産省より資料提供が見込まれる品目	1 4 5
基準参照国より資料の入手が見込まれる品目	1 3 9
J M P Rにおいて評価されている品目	1
その他**	2 2

*：各項目に該当する品目のうち、それぞれの上の段までの項目に含まれない品目の数を示す。

**：参照した海外基準値が削除されているもの 1 3 品目、農薬取締法に基づく登録保留基準を参照したもの 6 品目、WHO 飲料水水質ガイドラインを参照したもの 4 品目、通知により提示していた残留値を参照した二臭化エチレン（重複あり）。